

会津若松市中等度難聴者補聴器購入費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、聴力の低下により日常生活に支障をきたしている中等度難聴者の補聴器の装用を促進し、コミュニケーション能力の維持・向上による介護予防、認知症の発症・進行予防、健康増進を図るため、予算の範囲内で補聴器（医療機器認定を取得したものに限り、以下同じ。）の購入に要する経費（以下「補聴器購入費」という。）を助成するものとし、当該助成について会津若松市補助金等の交付等に関する規則（平成4年会津若松市規則第1号）に定めるもののほか必要な事項を定める。

(助成対象者)

第2条 補聴器購入費の助成の対象となる者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付対象とならない中等度難聴者であって、次に掲げる要件をすべて満たすもの（以下「助成対象者」という。）とする。

- (1) 市内に住所を有する者で、第4条の申請を行う時点で満18歳以上のもの
- (2) 両側耳の聴力レベルが40dB以上の者
- (3) 補聴器の装用により、コミュニケーション能力の維持・向上について一定の効果が期待できると医師が判断する者
- (4) この事業の助成金を申請する者及びその属する世帯の世帯員全てが、申請を行う日の属する年度の市民税（当該申請が4月から6月までの期間になされた場合であって、その年度の市民税が確定していない場合は、前年度分の市民税）が非課税である世帯。ただし、第4条の申請を行う時点で、当該世帯に死亡者又は転出者がいる場合は、それらの者は世帯員から除いて判断するものとする。
- (5) 過去に本事業による助成を受けていない者

(助成額)

第3条 本事業による助成の額は、補聴器購入費の2分の1以内の額とし、2万円を限度とする。

- 2 前項の助成額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補聴器購入費には、補聴器に関する附属品の単体での購入、修理、部品の交換及び調整その他補聴器の購入に直接関係しない経費は含まないものとする。

(助成の申請)

第4条 補聴器購入費の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補聴器を購入する前に、中等度難聴者補聴器購入費助成申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する都道府県知事が定める医師が作成した中等度難聴者補聴器購入費助成医師意見書（第2号様式）
- (2) 前号の意見書に基づき補聴器販売事業者（以下「事業者」という。）が作成した補聴器の見積書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成等の決定及び通知)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、助成の可否を決定する。

2 市長は前項の規定により、助成することを決定したときは中等度難聴者補聴器購入費助成決定通知書(第3号様式)により、助成しないことを決定したときは中等度難聴者補聴器購入費助成却下通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(補聴器の購入及び助成金の請求)

第6条 前条第2項の規定により、助成決定通知を受けた申請者は、補聴器を購入し、事業者へ支払いを終えた後、中等度難聴者補聴器購入費助成実績報告及び請求書(第5号様式。以下「助成請求書」という。)に補聴器明細、購入した日付、価格がわかる領収書等の写しを添付し、購入した日から30日以内又は3月31日のいずれか早い日までに市長に提出するものとする。

2 市長は、助成請求書の内容が適正である場合は、助成金を申請者に交付する。

(決定の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定を取り消し、すでに助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 第2条の要件を満たさないと認められたとき。

(2) 虚偽又は不正の行為により補聴器購入費の助成を受けたとき。

(3) 本事業の目的に反して補聴器を使用したとき又は譲渡、貸与したとき若しくは担保に供したとき。

(4) その他助成が不相当と認められたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。